平成２３年（フ）第３６７号
静岡県磐田市福田中島2792番地５
破産者　ＤＨＰ株式会社
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
鳥取県西伯郡大山町飯戸1570番地、住民票上の住所大阪府高槻市津之江町１丁目30番５号
破産者　和所　健二
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第４９４号
福岡県久留米市諏訪野町14番地20
破産者　細江　克己
平成23年10月12日
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第７６２号
札幌市白石区川北３条１丁目９番24号
破産者　有限会社アルファ商事
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３２号
名古屋市西区稲生町４丁目９番地の２
破産者　株式会社錦設備
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４６５号
名古屋市港区小賀須４丁目930番地
破産者　有限会社渡辺管工
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９号
愛知県半田市柊町４丁目210番地の７
破産者　大総ネット有限会社
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８４３号
大阪市住之江区平林北２丁目９番50号
破産者　菱登木材株式会社
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４９号
大阪市天王寺区上汐３丁目６番19号
破産者　明星通商有限会社
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４０号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番82号
破産者　大阪日新運輸株式会社
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０８号
神戸市垂水区つつじが丘７丁目2391番地の７
破産者　株式会社輝宝
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６号
岡山県瀬戸内市長船町磯上2871番地２、申立時の住所岡山県備前市佐山5088番地２
破産者　綛谷　敏二
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３３号
徳島市国府町府中367番地１
破産者　株式会社眉山プロダクション
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０３号
北九州市八幡東区山王３丁目８番６号
破産者　髙木　清隆
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６８４号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目17番９号
破産者　関　　雅信
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９８号
新潟県三島郡出雲崎町大字大門588番地８
破産者　有限会社グリーン
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第３９０号
金沢市森戸２丁目205番地
破産者　エミット株式会社
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
静岡県駿東郡清水町卸団地305番地
破産者　株式会社伊勢吉
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
熊本市楠１丁目１番38号
破産者　協永建設株式会社
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７４９号
熊本市上熊本１丁目９番43―915号
破産者　宮原知賀子
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部